総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(概要)







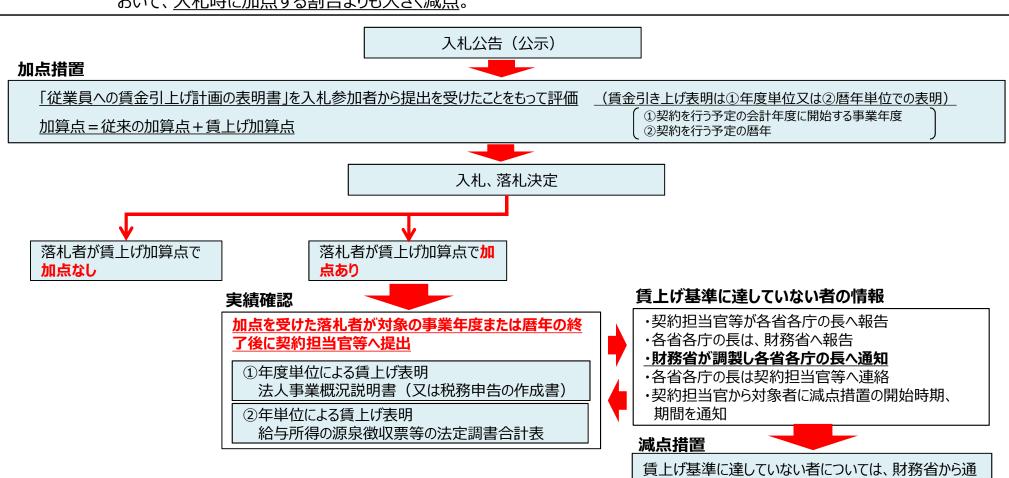
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 概要

■適用対象:令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく) 工事・業務・役務の総合評価

■加点評価:事業年度または暦年単位で<u>従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点</u>。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。<u>加点割合は5%</u>以上。

■実績確認等:加点を受けた企業に対し、<u>事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認</u>し、<u>未達成の場合</u>はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。



知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調

達の全てにおいて、加点より大きな割合の減点

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【工事】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて~」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。

変 更則					
評価型	施工能力		評価値=	標準点+加算点+施工体制評価点入札価格	
評価型	技術提案		評価値=	標準点+加算点+施工体制評価点入札価格	

変更後

ロ 技術評価点に、『賃上げ評価点』を追加し、評価値を算出する。

評価項目の見直し(赤字)

	標準点+(加算点 <mark>+賃上げ評価点</mark>)+施工体制評価点 評価値=
梅	入札価格
評価型	I 型 → 従来の加算点50点+ 賃上げ評価点3点 とし加算点合計53点
伽能	(3点÷53点=5.7%)
^空 力	I 型 → 従来の加算点40点+賃上げ評価点3点とし加算点合計43点
	(3点÷43点=7.0%)
	※各試行タイプは右表参照
	標準点+(加算点 <mark>+賃上げ評価点</mark>)+施工体制評価点
■技	評価値= <u> </u>
技術提案	技術提案評価型
型提	→ 従来の加算点60点+ 賃上げ評価点4点 とし加算点合計64点
柔	(4 点÷64点=6.3%)
	※試行タイプは右表参照

適 用

- 総合評価落札方式によるすべての工事
- 令和4年4月1日以降に契約締結するもの但し令 和4年2月1日以降に公告するもの

(試行タイプ一覧表)

試行タイプ	賃上げ 評価点	合計点	加点割合
施工能力確認	3点	1	-
受注機会促進	2点	22点	9.1%
地域密着防災担い手	2点	27点	7.4%
電通チャレンジ(受変電)	3点	43点	7.0%
電通チャレンジ(通信)	2点	37点	5.4%
機械チャレンジ	2点	32点	6.3%
営繕チャレンジ	2点	32点	6.3%
参加機会拡大 ※【施工能力評価(I)型】	3点	53点	5.7%
参加機会拡大 ※【技術提案評価型】	4点	64点	6.3%
自治体実績評価	2点	27点	7.4%
若手女性チャレンジ	2点	37点	5.4%
現場従事技能者評価	3点	43点	7.0%

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【業務】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて~」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う。

適 用

- 総合評価落札方式によるすべての業務
- 令和4年4月1日以降に契約締結するもの但し令和4年2月1日以降に公告・公示するもの

変更前

·(簡易)公募	型競 評価値=技術評価点+価格評価点
● 争入札(1:3、	1:2、 技術評価点= (技術評価点の満点 (60点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計 (100点又は80点)※)
1:1)	技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点) ※(簡易)公募型競争入札の場合:100点
•一般競争入	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
・(簡易)公募	型競 評価値=技術評価点+価格評価点
争入札(業務	能力 技術評価点=(技術評価点の満点(60点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計(60点))
評価型)	技術評価の得点合計=(技術提案評価点)×(履行確実性度)

変更後

□ 技術評価の得点合計に、『賃上げ評価点』を追加し、評価値を算出する。

評価項目の見直し(赤字)

I _					
・(簡易)公募型競 争入札(1:3、1:2、 1:1) ・一般競争入札		評価値=技術評価点+価格評価点 技術評価点=(技術評価点の満点(60点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計(106点又は85点)※) 技術評価の得点合計=(配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点) ※(簡易)公募型競争入札の場合:106点 ー般競争入札の場合:85点 1:3、1:2、1:1→ 従来の技術評価の得点合計100点+賃上げ評価点6点とし加算点合計(6点÷106点=5.7%) 一般競争入札 → 従来の技術評価の得点合計80点+賃上げ評価点5点とし加算点合計(5点÷85点=5.9%)			
	·(簡易)公募型競 争入札(業務能力 評価型)	評価値=技術評価点+価格評価点 技術評価点=(技術評価点の満点(60点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計(64点)) 技術評価の得点合計=(賃上げ評価点)+(技術提案評価点)×(履行確実性度) 業務能力評価型→ 従来の技術評価の得点合計60点+ 賃上げ評価点4点 とし加算点合計(4点÷64点=5.9%)			

(参考) 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債(複数年度)契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

※事業の同一性が確認される契約で4か年以上の国債による契約が該当

■仕組みのイメージ

